

## **参考資料 5**

**平成 17 年廃棄物処理法改正に伴う  
維持管理積立金の算定基準について**

## 算定基準の改正の背景

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律平成17年法律第42号)によって、平成10年6月17日より前に埋立処分を開始した一般廃棄物の最終処分場並びに平成10年6月17日より前に埋立処分を開始した管理型産業廃棄物の最終処分場及び平成17年4月1日より前に埋立処分を開始した安定型産業廃棄物の最終処分場が、維持管理積立金制度の対象として新たに追加されたところである。

このような対象の拡大に伴い、今般、新たに対象となった最終処分場を設置した者及びこれまで租税特別措置法(昭和32年法律第26号)に基づく特定災害防止準備金制度を活用していた者に係る維持管理積立金の算定基準の特例を設けるとともに、より確実な維持管理積立金の積立てを担保するため、維持管理積立金の算定基準を合理化したものである。

## 改正の内容

### <維持管理積立金の算定方法の新設等>

都道府県知事が、下記1及び2の方法のいずれかを選択することとした。また、5の対応も可能とした。

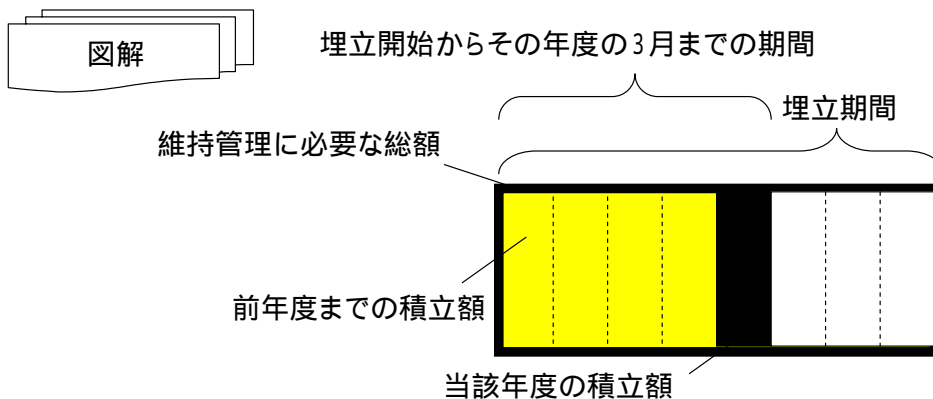
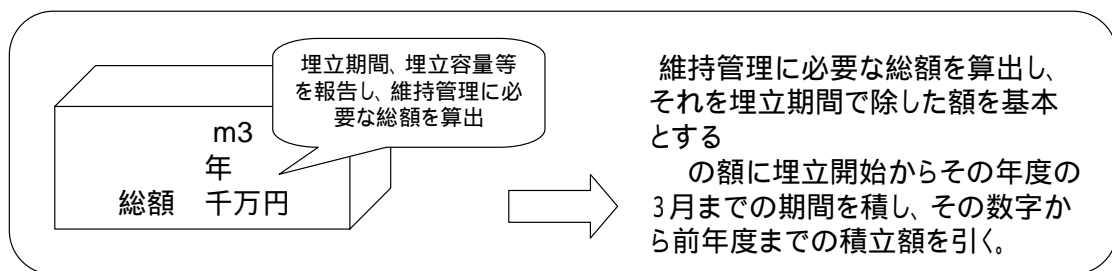
### <対象拡大に伴う特例措置>

平成18年4月以降の埋立期間が短い等の状況にある最終処分場の設置者に対し、3の特例措置を設けた。

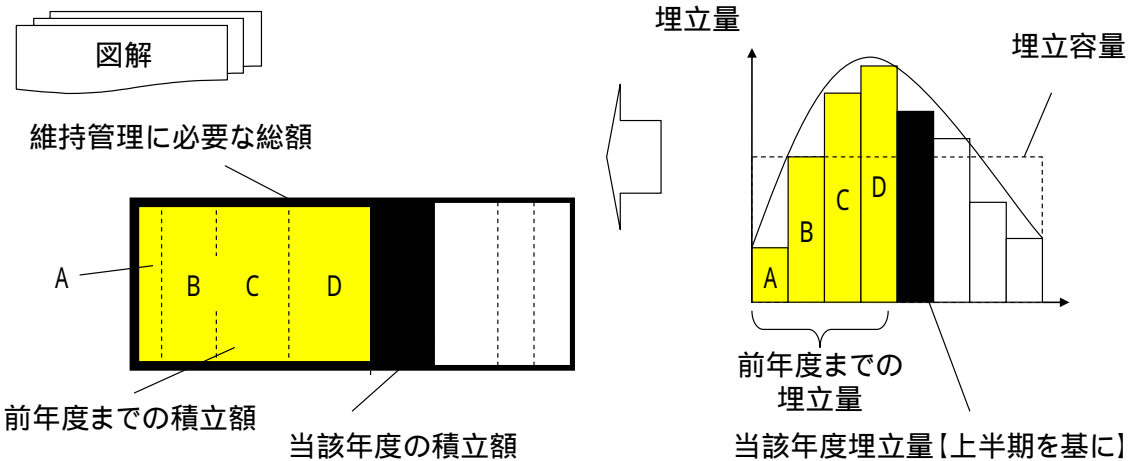
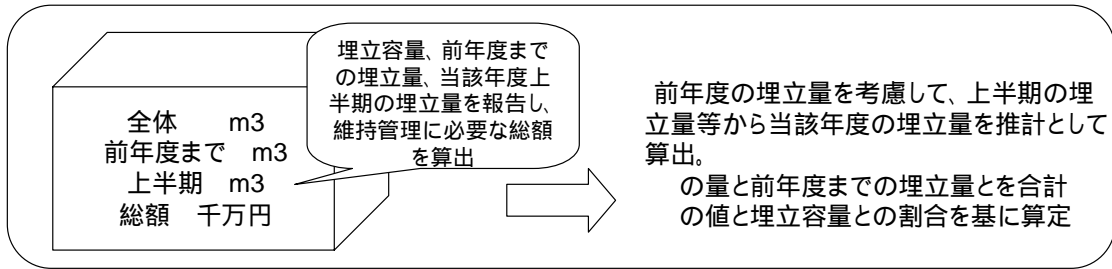
### <特定災害防止準備金制度を活用していた者への経過措置>

特定災害防止準備金制度を活用している者に対し、4の特例措置を設けた。

### 1. 埋立期間に基づいた算定基準【規則第4条の9第1項】

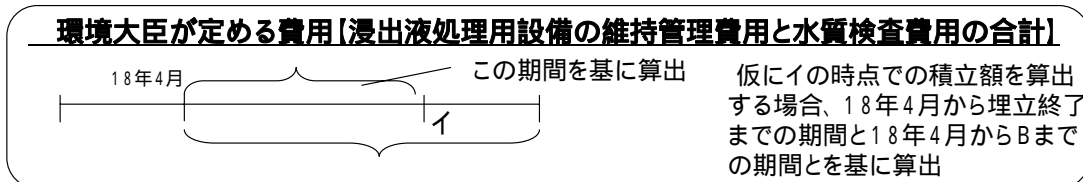
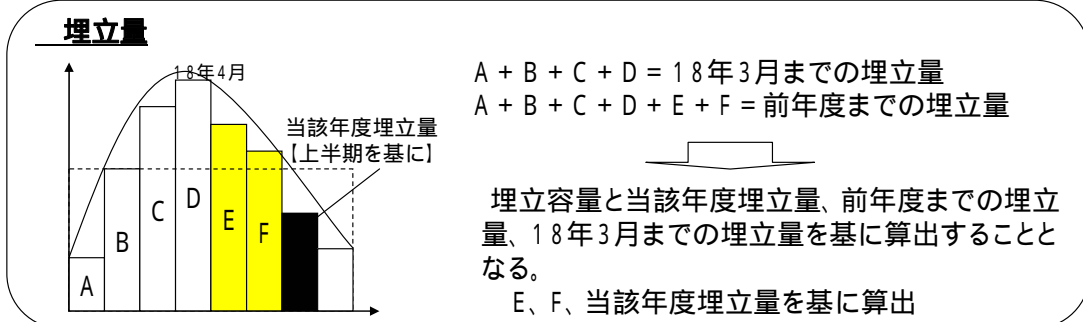
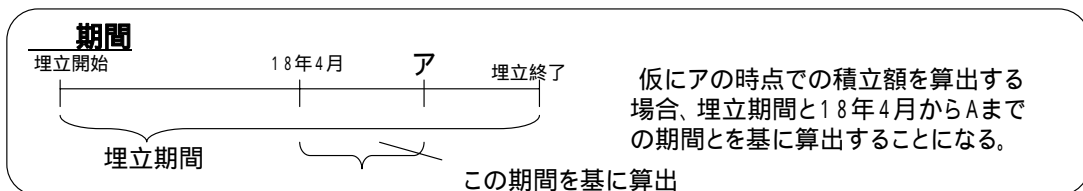


## 2. 埋立容量に基づいた算定基準【規則第4条の9第2項】



## 3. 平成18年4月1日から新たに対象となる者への特例措置【規則附則第3条】

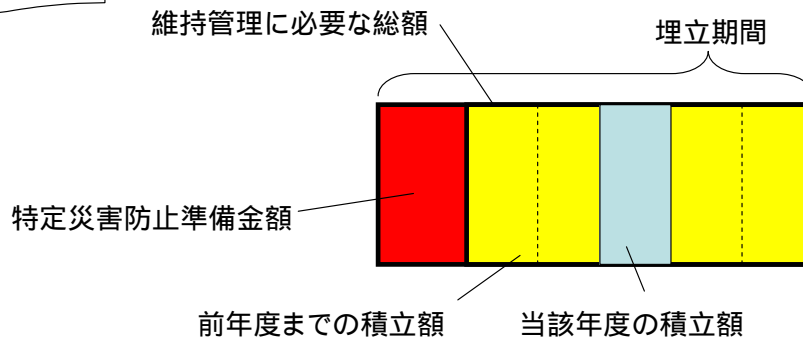
以下の 若しくは と を比較し、大きい額のもの積み立てるべき額となる。



#### 4. 特定災害防止準備金を積んでいる者への特例措置【規則附則第4条】

特定災害防止準備金を積んでいる場合は、維持管理に必要な総額を、当該準備金の額をかんがみ、算出することとする。算定基準は上記1～4に同じ。【経過措置】

図解



#### 5. 先行積立【規則第4条の9第3項】

上記1～4にある算定基準に基づいて算定された当該年度の積立額に、企業の収益状況にかんがみ、増額して維持管理積立金として積み立てることが可能。

【参考】維持管理積立金算定基準の具体的な式

$$1. \text{ による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額} \\ = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度の3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$2. \text{ による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額} \\ = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量}}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

$$3. \text{ による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額} \\ = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度3月までの月数} - \text{埋立開始から平成18年3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}} - \text{前年度までの積立額} \\ = \text{総維持管理費用} \times \frac{\text{前年度までの埋立数量} + \text{当該年度上半期の埋立数量} \times \frac{\text{埋立開始から平成18年3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立処分終了予定までの月数}}}{\text{埋立容量}} - \text{前年度までの積立額}$$

### 3. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

$$= \text{環境大臣が定める額} \times \frac{\text{埋立開始から当該年度3月までの月数} - \text{埋立開始から18年3月までの月数}}{\text{埋立開始から埋立終了予定年月までの月数} - \text{埋立開始から18年3月までの月数}} - \text{前年度までの積立額}$$

### 4. による当該年度に積み立てるべき維持管理積立金の額

4. による維持管理積立金は、特定災害防止準備金として積み立てた額を総維持管理費用(環境大臣が定める額)から差し引いたものとなる。